

3 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(工賃の支払等)

第九條 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 B 型を提供する場合には、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)は、三千円を下回ってはならない。

3 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 B 型を提供する場合には、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 B 型を提供する場合には、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

(実習の実施)

第十條 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 経過的障害者支援施設は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第十一條 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を提供する場合には、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を提供する場合には、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第十二條 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第十三條 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、利用者及び職員以外の者を就労継続支援 A 型に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる就労継続支援 A 型の利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれが多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれが多い数

(経過的障害者支援施設に関する読替え)

第十四條 経過的障害者支援施設について第十三条及び第二十一条の規定を適用する場合には、第十四条、第十三条第一項及び第二十二條第二項中「又は就労移行支援」とあるのは、「就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型」と読み替えるものとする。

(多目的室の経過措置)

第十五條 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)(第二十九条に規定する身体障害者更生施設(以下「身体障害者更生施設」という。)(若しくは旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設(以下「身体障害者療護施設」という。)(若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。))による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十一号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。)(第五十条第一号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。)(法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)(第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設(整備省令による廃止前の知的障害者援護施設最低基準」という。)(第二十一条に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)(旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第四十六条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。)(若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通所療養(以下「知的障害者通所療養」という。)(又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。)(第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)(若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設(整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号。)(第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))については、同項第二号イ中「四人」とあるのは、原則として四人」とする。

(居室面積の経過措置)

第十六條 施行日において現に存する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通所療養において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))については、同項第二号イ中「四人」とあるのは、原則として四人」とする。

第十七條 施行日において現に存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所療養又は旧身体障害者福祉法第十七条の三第二項に規定する国立施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第十条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号八中「九・九平方メートル」とあるのは、四・四平方メートル」とする。

第十八條 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第十条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号八中「九・九平方メートル」とあるのは、四・四平方メートル」とする。

2 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第十条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号八中「九・九平方メートル」とあるのは、四・四平方メートル」とする。